

令和 6 年 度

羽 村 市 内 部 統 制 評 価
報 告 書 審 査 意 見 書

羽 村 市 監 査 委 員



羽 監 発 第 22 号
令 和 7 年 8 月 22 日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市監査委員 渡 辺 晃

羽村市監査委員 門間 淑子

令和6年度羽村市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和6年度羽村市内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和6年度羽村市内部統制評価報告書審査意見書

I 審査の概要

1 審査の期間

令和7年6月23日から令和7年8月15日まで

2 審査の方法

羽村市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制制度の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。

II 審査の結果

1 総合意見

審査に付された、令和6年度羽村市内部統制評価報告書については、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

2 個別意見

内部統制制度の構築は長年にわたり要望してきたことであり、地方自治法上では努力義務でありながらも、将来を見据えて運用が開始されたことをまずは評価したい。

各課において担当業務についてのリスクを洗い出し、その対応策を整備する取組を通じて、すべての業務には多かれ少なかれリスクが存在するということを職員が改めて認識することができたこと、また、各課において発生した不備が事例として全庁的に共有された結果、組織全体の教訓として生かせるようになったことは、非常に意義深いものであると考える。近年のデジタル化の進展により、事務処理方法も日々進化している中、職員一人一人が常にリスクに備える意識を持ち、事務処理の手順を常に確認し、チェック体制が有効かどうかについても確認しつつ、日々の業務にあたるよう努められたい。

また、発生した不備の内容を見ると、事務処理ミス等の原因の多くはヒューマンエラーと思慮され、それもダブルチェック等が適切に機能していない等、基本作業が疎かになっているようにも受け取れる。制度上の取り組みが適正であっても、基本作業が不十分な状態では、ミス等の発生確率が増加するのだから、例えば管理職や担当職員への研修内容の充実など、組織としての基本事項の理解をより深める努力も徹底されたい。

今後、内部統制の取組を、無駄をなくして不正を防ぎ、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためのシステムとして定着させ、さらなる発展を遂げることを期待する。